別表第八号　点検結果通知書の様式(第21条関係)

法第10条第２項、第18条第２項及び第73条第４項の点検を依頼した者宛て通知する登録点検結果通知書（総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

(1枚目)

年　　月　　日

点　検　結　果　通　知　書

点検を依頼した無線局の免許人
又は予備免許を受けた者　　宛て

登録検査等事業者
の氏名又は名称(注1)　　印
登録番号
点検員の氏名

長　登録検査等事業者等規則第2条第2項に規定する業務実施方法書に基づき貴所属無線局の無線設備等の点検を行ったので、下記のとおり通知します。(注2)

点検年月日		無線局の種別	
点検場所		免許番号(注3)	
識別信号			
点　検　項　目		点　検　結　果	
第1　無線従事者の資格及び員数			
1　選任されている無線従事者の資格及び員数		資　格　名	員　数
2　選任されている無線従事者の従事事実		従事の事実　有□　無□	
3　船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力		所　有　有□　無□　免除□ 効　力　有□　無□	
4　主任無線従事者を選任している場合は監督の事実		監督の事実　有□　無□	
5　主任無線従事者を選任している場合は主任講習の事実		講習の受講　有□　無□ 年　月　日受講	
6　遭難通信責任者の配置		配　置　有□　無□　免除□	
第2　時計及び書類			

辺

1　時計の備付け	備付け　　有□　　無□	
2　無線局免許状の備付け（注５）	備付け（注５）有□　　無□	
3　無線業務日誌の備付け、記載内容及び保存	備付け　　有□　　無□　免除□ 保　存　　有□　　無□ 記載内容	
4　その他の書類の備付け	備付書類	現　行　化
		されている　　□ されていない　　□

短　　辺（日本産業規格A列4番）

注1　自筆により記載したときは、押印を省略することができる。ただし、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、印は代表者のものとすること。

2　登録外国点検事業者の点検の場合は、「第2条第2項」とある部分は「第9条第2項」と、「業務実施方法書」とある部分は「外国業務実施方法書」とする。

3　法第10条第2項の規定による点検の場合は、予備免許通知書の番号を記載すること。

4　包括免許に係る特定無線局の点検の場合は、「識別信号」とあるのは、「特定無線局の番号」とする。

5　船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局の点検の場合は、「備付け」とあるのは、「掲示」とする。

（2枚目）

長

点　検　項　目		点　検　結　果	
第3―1―1　無線設備（照合／確認）【無線局事項書関係】			
1　免許人（予備免許を受けた者を含む。）		合致□　相違□	相違事項
2　無線設備の設置場所（常置場所） ＊無給電中継装置を含む。		合致□　相違□	相違事項
3　無線設備の設置個所			
4　電波法第35条の措置		されている□　されていない□	
5　船舶又は航空機関係事項	【船舶局】	所　有　者　名	
		船　舶　の　用　途	
		航　行　区　域	
		国際航海の有無	有□　　無□

				総　トン　数	
				旅　客　定　員	
				主たる停泊港	
				船　舶　番　号	
				漁船登録番号	
				信　号　符　字	
			【航空機局】	所　有　者　名	
				航空機の用途	
				航空機の型式	
				航　行　区　域	
				定　置　場	
				登　録　記　号	
				航空法第60条への該当	する　□ しない　□

辺

短　　辺（日本産業規格A列4番）

（3枚目）

第3―1―2　無線設備（照合／確認）【工事設計書関係】				
1　送信（受信）可能な電波の型式及び周波数	【送信装置】	電波の型式	周　波　数	
	【受信装置】	電波の型式	周　波　数	
2　送受信設備、特殊な設備及び附属装置の型式又は名称、製造番号及び型式検定番号等	【送受信設備】	型式又は名称	製造番号	型式検定番号等
	【特殊な設備】	型式又は名称	製造番号	型式検定番号等
	【附属装置】	型式又は名称	製造番号	型式検定番号等

長

3　周波数測定装置の備付け	有□　　無□　　免除□				
4　空中線系	型　　式	構　　成	高　　さ	偏 波 面	位　　置
5　電源設備					
6　計器、予備品、非常灯、制御器の照明及び連絡設備					

辺

短　　辺（日本産業規格A列4番）

（4枚目）

第3―2　無線設備（電気的特性の点検）
（注1、注2及び注5）
第3―3　無線設備（総合試験）
総合試験の状況 （注3、注4及び注5）

長辺

短　　辺（日本産業規格A列4番）

注1　別表第七号（無線設備の電気的特性の点検）を行った結果を記載すること。

2　電気的特性の点検に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の較正等の年月日及び較正機関名を記載すること。ただし、当該較正等の方法が法第24条の2第4項第2号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第3の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の較正等の年月日及び較正機関名を併せて記載すること。

3　別表第七号（総合試験）の点検を行った結果を記載すること。

4　総合試験において無線設備の操作を行った無線従事者の氏名並びに無線従事者の資格及び免許証の番号を記載すること。

5　当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。